

議案第60号

鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(授業料等の徴収)

第2条 略

2 前項の規定にかかわらず、当分の間、県立高等学校の生徒に対しては、授業料を徴収しない。

3 略

(授業料等の額)

第3条 授業料、入学料及び入学選抜手数料の額は、次のとおりとする。

区分		金額		
		授業料（年額）	入学料	入学選抜手数料
県立高等学校	略			
	通信制の課程	1単位につき 310円	480円	

2 略

(授業料等の徴収)

第2条 略

2 前項の規定にかかわらず、当分の間、県立高等学校の生徒に対しては、専攻科の生徒その他規則で定める者を除き、授業料を徴収しない。

3 略

(授業料等の額)

第3条 授業料、入学料及び入学選抜手数料の額は、次のとおりとする。

区分		金額		
		授業料（年額）	入学料	入学選抜手数料
県立高等学校	略			
	通信制の課程	1単位につき 310円	480円	
	専攻科	261,600円	10,000円	2,200円

2 略

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。